

医療給付

医療給付の種類	対象者および給付の内容	担当課	
不妊治療を希望する方への応援事業	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月以降の医療保険が適用された不妊治療のうち、生殖補助医療（体外受精、顕微授精）および男性不妊治療を受けられた夫婦（事実婚も含む） 1回の治療につき、医療保険から給付される高額療養費等を除いた自己負担額の1/3（15万円を上限） 助成回数（初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢により以下のとおり） <ul style="list-style-type: none"> 40歳未満：胚移植が6回に至るまで（1子につき） 40歳以上43歳未満：胚移植が3回に至るまで（1子につき） 	健康課 母子保健担当 ☎ 226-9963	
妊娠高血圧症候群等療養介護費支給	妊娠高血圧症候群等により7日以上入院治療を受けた方で、所得税課税額が年額15,000円以下の世帯に属する妊産婦に対する医療費の一部		
養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下またはその他の理由により、医師が指定養育医療機関での入院治療を必要と認めた未熟児に対する医療費の一部		
自立支援医療費（育成医療）支給	指定医療機関で①肢体不自由②視覚障害③聴覚、平衡機能障害④音声、言語、そしゃく機能障害⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓機能障害⑥先天性の内臓機能障害（⑤に掲げるものを除く）⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について、確実に治療効果が期待できると医師が判断した医療等の給付を受ける18歳未満の児童に対する医療費の一部		
小児慢性特定疾病医療費支給	<ul style="list-style-type: none"> 国の告示で定める疾病およびその疾病の状態の程度に該当する18歳未満の児童で、認定を受けた人 支給対象となる医療の内容：認定となった疾病にかかる（1）診察（2）薬剤または治療材料の支給（3）医学的処置、手術およびその他の治療（4）居宅における療養上の管理およびその治療に伴う世話その他の看護（5）病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護（6）移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。） 		
特定医療費（指定難病）給付	<ul style="list-style-type: none"> 国の「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定された指定難病の認定を受けた人 支給対象となる給付の内容：指定難病の保険診療による治療のうち、入院・外来の医療費、保険調剤、居宅における療養上の管理およびその治療に伴う世話その他看護、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリ、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービスに関する医療費の一部 		健康課 難病精神保健担当 ☎ 226-9965
特定疾患等医療費給付	<ul style="list-style-type: none"> 「特定疾患治療研究事業」「長野県特定疾病医療費助成事業」「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」および「遷延性意識障害者医療費給付事業」に規定された疾患の認定を受けた人 給付内容は上記「特定医療費給付」と同様 		
ウイルス肝炎医療費給付	B型およびC型ウイルス肝炎の治療等に関する医療費の一部		
骨髄バンクドナー助成制度	骨髄バンク事業において骨髄等を提供されたドナーおよびその雇用事業所に対して助成金（ドナーに1日2万円、事業所に1日1万円）を交付。詳細は担当までお問い合わせください。		
結核医療費公費負担事業	結核による医療が必要と認められた人に対する医療費の一部		健康課 感染症対策担当 ☎ 226-9964